

第1節 人吉市社会福祉協議会の取り組み

人吉市社会福祉協議会の第2次地域福祉活動計画は、これまで地域と共に育ててきた「小地域ネットワーク」を核に、行政、関係機関、団体、ボランティア等との連携を更に強め、地域の福祉力を高めていくことを目標とします。

基本目標に対する取り組みの方針は次のとおりです。

1

**みんなで育もう！
思いやりの心**

地域には子どもから高齢者まで、また障がいのある人、介護が必要な人など、さまざまな福祉課題を抱える住民が暮らしています。「誰もが安心して暮らせるまち」の実現のためには、まず、一人ひとりがお互いを認め合い、理解することが大切です。

福祉について学んだり、考える機会を通じて「思いやりの心」の醸成を図るとともに、地域を支える人材の確保に努めていきます。

2

**みんなをつなごう！
地域の輪**

一人ひとりの福祉課題や生活課題を解決するためには、地域に暮らす住民同士のつながりを強くし、地域の福祉関係者や専門機関、行政などともつながっていくことが必要です。

小地域ネットワークを核に、地域の福祉課題を共有し、考え、解決する仕組みづくりを推進します。また、人と人がつながるための交流の場や機会をつくっていきます。

3

**みんなをつくろう！
安心して暮らせるまち**

高齢化、核家族化の進行に伴い、消費者被害の増加や緊急時・災害時への対応に不安を抱える人は少なくありません。情報が必要な人へ、さまざまな媒体を通じた最新かつ正確な情報を届け、地域で共有する仕組みが求められています。

支援を必要とする人を把握し、支える体制整備を行います。

4

**みんなが進めよう！
生きがいと幸せを
感じられるまち**

地域に暮らす誰もが人として尊敬され、尊厳を持ち、自らの意思に基づいた選択のもとに、自分の力を最大限に生かして自立した生活を営むことができるよう、小地域ネットワークをはじめ地域の関係者や行政、関係機関・団体と連携を図りながら支援していきます。

第6章 地域福祉活動計画

第2節 基本目標の取組内容と事業・活動

基本目標1 みんなで育もう！思いやりの心

社会福祉協議会が取り組む具体的な内容	事業・活動
《取組内容》(1) 人権の尊重と地域福祉の意識醸成	
〈1〉 社会福祉協議会の事業を通じ、住民の地域福祉への関心を高めます。	①「社協だより」やホームページ等による啓発 ②スマイルフェスタ等イベントの開催
〈2〉 新たな情報媒体を活用した広報啓発に取り組みます。	①ブログやツイッター、フェイスブックなどの新たな情報媒体による啓発
〈3〉 各関係機関と協力し、ボランティア活動や福祉に関する学習の場の提供やコーディネートを行います。	①ボランティア協力校の指定と活動支援 ②児童・生徒を対象としたボランティアスクール・ボランティア体験教室(*18)の開催 ③社会福祉協議会職員や福祉関係者による福祉出前講座の開催
《取組内容》(2) 福祉の担い手の育成	
〈1〉 潜在的なマンパワーを発掘し、地域活動につなげます。	①ボランティアに関する情報提供・コーディネート・研修などを行うボランティアセンター(*19)の運営 ②市民やボランティア団体等を対象としたボランティア養成講座の開催
〈2〉 ボランティアのグループ化、活動への支援を行い、地域で活躍する人材を確保します。	①ボランティアの発掘・登録・組織化
〈3〉 町内会長、民生委員児童委員、高齢者相談員等の地域の福祉リーダーに対する研修の充実を図ります。	①地域の福祉リーダーを対象とした地域福祉推進フォーラムの開催

(*18) ボランティアスクール・ボランティア体験教室 …… 夏休みに児童・生徒が市内の福祉施設や保育園等でボランティア体験を行います。高齢者や子どもたちとのふれあいを通して、福祉の心を育むことを目的とした行事です。

(*19) ボランティアセンター …… ボランティア団体・個人の登録を行い、活動支援や養成を行っています。

第6章 地域福祉活動計画

基本目標2 みんなでつながろう！地域の輪

社会福祉協議会が取り組む具体的な内容	事業・活動
《取組内容》(1) 地域・世代間交流の推進	
〈1〉校区社協活動及び福祉教育を通じて、地域の関係団体と連携し、地域交流を推進します。	①校区社協活動への支援 ②各種ボランティア体験事業
〈2〉地域住民が顔見知りとなるようなきっかけづくりを行います。	①小地域ネットワーク活動(*20)の推進 ②地域主体のサロン活動等への支援
《取組内容》(2) 交流の拠点づくり	
〈1〉校区社協の活動がより活発化するように働きかけます。	①地域福祉活動コーディネーター等による校区社協活動の支援 ②校区社協連絡協議会への支援（事務局）
〈2〉行政機関と連携し、校区社協活動の拠点づくりを検討します。	①校区社協活動の拠点の整備
〈3〉「地域の縁がわづくり(*21)」等の取り組みを校区社協に働きかけ、支援します。	①地域主体のサロン設置への働きかけと支援
《取組内容》(3) 地域福祉ネットワークの強化	
〈1〉小地域ネットワークを核に民間事業所と連携し、支援を必要とする人をもれなく把握できるネットワークをつくります。	①小地域ネットワーク活動の推進 ②安心生活応援団(*22)事業の強化・拡充 ③福祉事業所との連携
〈2〉全ての住民が「助け上手、助けられ上手」になるための啓発を行います。	①イベントや「社協だより」、ホームページ等による啓発 ②各種研修会の開催
〈3〉座談会や調査等を通じて、生活課題を把握し、地域で共有し解決していきます。	①校區別地域座談会の開催 ②ニーズ調査の実施 ③地域ケア会議との連携
〈4〉小地域ネットワークをさらに充実させるため、地域福祉の担い手を増やしていきます。	①見守り支援体制の再構築

(*20) 小地域ネットワーク活動…一人暮らしなどで生活に不安をお持ちの方の在宅生活を支えるため、小地域（隣近所や町内会）をベースにした見守りのネットワーク活動を行っています。

(*21) 地域の縁がわづくり…熊本県の事業で、地域の誰もがいつでも気軽に集い、支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」の普及を図っています。

(*22) 安心生活応援団…市内の民間事業所等の協力を得て、住民への声かけ、見守りを行い、異変の早期発見・早期対応をしています。

第6章 地域福祉活動計画

基本目標3 みんなでつくろう！安心して暮らせるまち

社会福祉協議会が取り組む具体的な内容	事業・活動
《取組内容》(1) 防犯・防災対策の推進	
〈1〉 災害時に支援を必要とする人をもれなく把握し、援助をする人につないでいきます。	①小地域ネットワークを活用した避難行動要支援者の把握と避難支援体制づくりの推進
〈2〉 災害時に活動できるボランティアを確保し、有事の際の支える力とします。	①災害ボランティアリーダーの養成と登録
《取組内容》(2) 情報の提供と相談体制の充実	
〈1〉 効果的な情報発信の方法や手段を検討し、開発していきます。	①さまざまな情報媒体による情報発信
〈2〉 社会福祉協議会の事業やサービスを通じ、防犯対策や環境保全に対する意識を高めます。	①社会福祉協議会の事業を活用した啓発活動
〈3〉 身近な相談機関として社会福祉協議会の存在を広く知らせていきます。	①総合相談体制の強化
	②司法書士と連携した法律相談の実施
	③パンフレットやチラシ等の作成と配布
《取組内容》(3) 福祉のやさしいまちづくりの推進	
〈1〉 幅広い世代の人に心のバリアフリーを根付かせます。	①各種研修や座談会、イベント等での啓発
〈2〉 バリアフリーやユニバーサルデザインの情報を収集し、「社協だより」やホームページ等で広く周知していきます。	①調査等による情報収集の実施
	②「社協だより」やホームページ等による周知

第6章 地域福祉活動計画

基本目標4 みんなで進めよう！生きがいと幸せを感じられるまち

社会福祉協議会が取り組む具体的な内容	事業・活動
《取組内容》(1) 健康づくりと介護予防の推進	
〈1〉 デイサロン(*23)やミニサロンの在り方について地域や行政と協働し、新たなサロンの仕組みを構築します。	①新しいかたちのサロンの検討
〈2〉 元気な高齢者や閉じこもりがちな高齢者が自身の経験等を活かせる場や機会を提供します。	①デイサロン事業の実施（市委託）
	②サロンスポーター(*24)の拡充
《取組内容》(2) 自立した生活への支援	
〈1〉 認知症や判断能力の低下した人の権利擁護のための支援体制を整備します。	①地域福祉権利擁護事業の実施
	②成年後見センターの運営
〈2〉 生活困窮者や地域から孤立している人及び引きこもりの人などの情報を把握し、地域の関係者と連携して自立に向けた支援を行います。	①生活困窮者の自立に向けた相談・支援
	②生活福祉資金貸付事業の実施
	③人吉市小口福祉資金貸付事業の実施
〈3〉 住民参加型の支援体制を充実・拡充させるための担い手を養成し確保します。	①ふれあいサービス(*25)事業の充実・拡充
	②ファミリーサポートセンター(*26)事業の実施（市委託）
〈4〉 住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう社会福祉協議会が持つ地域福祉のネットワークと連携した生活支援サービスを行います。	①訪問介護事業所 介護予防訪問介護事業所
	②居宅介護支援事業所
	③障害者居宅介護事業所
	④移動支援事業（市委託）
	⑤介護用ベッド・車椅子等の貸出
	⑥買い物支援事業(*27)
	⑦命のバトン事業(*28)
(3) 社会資源の開発・情報発信	
〈1〉 既存のサービスでは対応できないニーズを満たすため、新たな資源を開発します。	①ニーズに応じた新たな社会資源の開発
〈2〉 社会福祉協議会が行う事業のパンフレットやポスター等をあらゆる場所に掲示し、周知を図ります。	①パンフレットやチラシ等の作成と配布
〈3〉 社会資源の情報を収集し、さまざまな手段で提供していきます。	①「社協だより」やホームページ等による周知

第6章 地域福祉活動計画

- (*23) デイサロン …… 市内の公民館などで、体操や趣味活動などを行い、昼食を取りながら、みんなと楽しく過ごすことによって、元気で自立した生活を送れるようにするものです。
- (*24) サロンサポーター …… デイサロンスタッフのお手伝いをするボランティアのこと。
- (*25) ふれあいサービス …… 住民参加型の在宅福祉サービスで、家事や介護の手伝い等の生活援助を有償にて行うものです。市民有志のボランティアの参加と協力によって行われます。
- (*26) ファミリーサポートセンター …… 「一時的に子どもを預けたい」「保育園の送迎をお願いしたい」など、支援が必要な子育て世帯（依頼会員）に対して協力会員がサポートする相互援助活動です。
- (*27) 買い物支援事業 …… 交通手段がないなど、日常的に買い物に困っている人に対して、御用聞きと宅配サービスを行っています。
- (*28) 命のバトン事業 …… 救急隊や緊急時に駆け付けた方の救急活動に役立てていただくために、緊急連絡先・かかりつけ医・持病・服薬内容等を記入した紙を、プラスチック製の筒（バトン）に入れ、冷蔵庫に保管しておくものです。

第6章 地域福祉活動計画

第3節 計画推進のための社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化

これまで述べてきた取り組みを推進するため、社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化、機能的な役割分担と連携、地域支援のための体制の強化を進めます。

事業名	内容
1 経営基盤の強化	
理事会・評議員会の充実	社会福祉協議会組織の執行機関である理事会と議決機関である評議員会のさらなる意識向上を図り、積極的な議論や提言がなされるよう、研修会等への参加や情報提供を行う。
専門部会活動の充実	部会の主体的な活動に対する支援と事業の推進。
第三者委員活動の充実	中立で公平な苦情解決のための調整。
コンプライアンスの徹底	法令、社会福祉協議会諸規程等の遵守徹底。
財源の確保 (1) 補助金・委託料	安定した補助金・委託料の確保と適正な予算の執行。
(2) 会費・寄付金	住民の理解と協力を得て、安定した財源の確保と有効活用を図る。用途については経費の節減を図り、効果的な支出に努める。
(3) 共同募金	地域支援活動と共同募金活動が一体となった取り組みの推進。
2 事務局体制の強化	
職員の資質の向上	相談や制度説明など、誰でも対応できるよう研修の機会を設け、資格取得をはじめ、社会福祉に携わる職員としての資質向上を図る。
職員体制の整備	計画目標達成のための適正な職員配置と体制の整備を行う。特に地域の福祉活動を支援する地域福祉活動コーディネーターを2名以上配置することを目指す。
3 団体事務局の受託と円滑な運営	
熊本県共同募金会 人吉市支会	多様な団体、企業、個人の協力を得て、共同募金運動を推進する。新しい仕組みの中での委員会の円滑な運営。
日本赤十字社熊本県支部 人吉市地区	日本赤十字社熊本県支部の下部組織として、社資募集をはじめとする赤十字活動の推進。
人吉市民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員活動に関する連絡調整・情報提供・研修等の実施。